

平成27年(ワ)第13029号、第23507号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征ほか1581名

被告 国

準備書面(1)

平成27年11月6日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

被告指定代理人

保木本 正樹 

福澤純治 

岸田二郎 

川上洋一 

稻積孝志 

石原裕二 

井上莉恵 

田辺昌紀 

安	元	晶	子	
松	井	和	彦	
矢	田	真	司	
吉	田	竹	志	
佐々木		新	平	
日笠			絃	
加本		善	紀	

被告は、本書面において、環太平洋パートナーシップ協定の概要及び請求の趣旨第3項に対する被告の主張について明らかにする。

なお、略語等は、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

ただし、被告の平成27年8月31日付け答弁書（以下「答弁書」という。）第2の1(1)3、4行目（3ページ）に「環太平洋戦略的経済連携協定（以下「TPP協定」という。）」とあるのを、「環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）」とあるのは、訴状に「環太平洋戦略的経済連携協定」とあるのは、TPP協定のことをいうものと善解する。）」と改める。

第1 TPP協定の概要

1 TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定〔Trans-Pacific Partnership Agreement〕）は、アジア太平洋地域において、物品関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定である（乙第1号証、乙第2号証。なお、経済連携協定とは、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定をいう（乙第3号証4枚目）。）。

2 TPP協定は、平成18年に発効したP4協定と呼ばれる環太平洋戦略的経済連携協定に加盟しているシンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイの4か国に、アメリカ、オーストラリア、ペルー及びベトナムを加えた計8か国で平成22年3月に第1回交渉が開始された後、マレーシア、カナダ、メキシコ及び我が国を加えた12か国が種々の交渉に参加した。我が国は、平成25年3月に安倍内閣総理大臣が交渉参加を表明し、12番目の交渉参加国として、平成25年7月にマレーシアで行われた第18回交渉会合から参加した（乙第1号証、乙第4号証7枚目）。

3 TPP協定は、平成27年10月5日、米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合において大筋合意に至り、前文に加え、①一般的定義等、②内国民待遇及び物品の市場アクセス、③原産地規制及び原産地手続、④繊維及び繊維製品、⑤税関当局及び貿易円滑化、⑥貿易救済、⑦衛生植物検疫（S P S）措置、⑧貿易の技術的障害（T B T）、⑨投資、⑩国境を超えるサービス貿易、⑪金融サービス、⑫ビジネス関係者の一時的な入国、⑬電気通信、⑭電子商取引、⑮政府調達、⑯競争政策、⑰国有企業及び指定独占企業、⑱知的財産、⑲労働、⑳環境、㉑協力及び能力開発、㉒競争力及びビジネスの円滑化、㉓開発、㉔中小企業、㉕規制の整合性、㉖透明性及び腐敗行為の防止、㉗運用及び制度に関する規定、㉘紛争解決、㉙例外、㉚最終規定の合計30章で構成されることが予定されている（乙第2号証、乙第4号証7及び8枚目）。

第2 被告の主張

1 はじめに

(1) 請求の趣旨第3項の原告らの請求（以下「本件国賠請求」という。）について、原告らは、「被告が交渉を続けているTPPが必然的に原告らの生命、健康に対する権利を初めとする基本的人権を侵害することから、（中略）被告の行為によって原告らに生じた精神的苦痛を含む損害に対する賠償を求める」（訴状第1章第3・10ページ）などと主張しているところ、被告のいかなる行為が、いかなる法的根拠に基づく職務上の法的義務に違反したと主張するものか判然としないものの、善解すれば、TPP協定又はこれに関する交渉により、憲法25条の生存権として保障される各種権利（同第3章第3の2、3・57ないし60ページ）、憲法13条の人格権として保障される各種権利（同第3章第4の1ないし3・60ないし64ページ）、憲法21条により保障される知る権利（同第4章第4の3(1)、5・70、72ページ）がそれぞれ侵害された（同第5章第3・73、74ページ）として、

被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求めるものようである。

(2) しかしながら、TPP協定は、いまだ発効はもとより締結もされておらず、これが存在していないことはもとより、当然のことながら、TPP協定を踏まえた我が国の国内法の改正、施行等も行われていないのであるから、原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない。また、TPP協定に関する交渉は、それ自体によって、被告と原告らとの間に何らかの具体的な権利義務ないし法律関係が創設、変更等されるものでもない。

したがって、TPP協定又はこれに関する交渉によって原告らの権利ないし法的利益が何ら侵害されていないことは明らかであり、本件国賠請求は主張自体失当であるから、原告らが主張する事実関係の確定をするまでもなく、速やかに棄却されるべきである。

被告は、原告らの訴状における事実主張に対して認否する必要を認めないため、以下においては、本件国賠請求が主張自体失当であることについて詳述する。

2 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと

国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであるこの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。これは、国賠法が民法の不法行為（709条以下）の特別法であることからも明らかである。

この点、判例（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42

卷5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事159号161ページ等)においても、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」、「法律上保護された利益」の侵害がなければ国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提とした判示が繰り返されているところである。

3 原告らには TPP 協定又は TPP 協定の交渉によって侵害される法的利益は存しないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、TPP 協定による「統治構造と統治原理の変容」によって、生存権、人格権が具体的に脅かされるとし(訴状第5章第3の1・73ページ)、具体的には、憲法25条の生存権を具体化する種々の法律により保障される「国民の安定的な食糧供給を受ける権利」、「農業従事者が農業を営みつつ最低限度の生活を維持できる権利」、「安全な食品の提供を受ける権利」、「等しく良質で適切な医療を受ける権利」(同第3章第3の2、3・57ないし60ページ)や、憲法13条の人格権として保障される「平穏な生活を営む権利」、「人格権としての知る権利」(同第3章第4の1ないし3・60ないし64ページ)が、TPP 協定により侵害される旨主張する。

また、原告らは、「TPP 交渉の内容が秘密とされていることにより、國民主権原理に由来する知る権利が侵害され」といるとし(同第5章第3の2・73、74ページ)、TPP 交渉に関する情報のように公開されるべき必要が格段に高い情報については、立法がなくても、直接、憲法21条に基づいて政府情報の公開を請求することが可能であり、被告が情報公開法に基づく TPP 交渉に関する情報の開示を拒むことは、國民の知る権利を侵害するものである旨主張する(同第4章第4の3(1)、5・70、72ページ)。

(2) 原告らについて、TPP 協定又は TPP 協定の交渉によって侵害される法的利益は観念できないこと

ア 生存権、人格権に基づく法的利益が観念できること

原告らが生存権及び人格権として保障されるとする主張する種々の「権利」は、いずれも、いまだ抽象的、一般的なものにとどまり、裁判上の救済が得られる程度に具体的、個別的な法律上保護される権利ないし法的利益とは認められない。そもそも、ＴＰＰ協定は、いまだ締結すらされておらず、発効もしていない。したがって、ＴＰＰ協定に対応する国内法の改正、施行等もなされていないのであるから、原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しないのであり、ＴＰＰ協定そのもの、あるいはＴＰＰ協定に関する交渉を行うことによって侵害される原告らの権利ないし法的利益を観念する余地はない。

結局のところ、原告らの主張は、ＴＰＰ協定について、あるいはＴＰＰ協定に関する交渉を行うことについて、これに反対する原告らの主義・主張が容れられず、個人的な心情が害される、あるいは現状の生活が脅かされるのではないかといった漠然とした不安を抱いたという域を超えるものではないのであって、これをもって、国賠法1条1項で法的に保護される利益に当たるということはできない。

イ 「知る権利」に基づく法的利益が観念できること

原告らは、「ＴＰＰ交渉の内容が秘密とされていることにより、国民主権原理に由来する知る権利が侵害され」といると主張するが、「知る権利」の概念は、それ自体、多義的である。仮に、これを「知ることを妨げられない権利」と捉えたとしても、原告らは、現在交渉中のＴＰＰ協定あるいはＴＰＰ協定に関する交渉に関して、自ら情報を収集する自由を何ら妨げられているわけではない。また、これを積極的に行政機関の長などに對して情報の開示を求める権利として捉えたとした場合、原告らも自認するとおり、かかる意味での「知る権利」は、直ちに行政機関の長などに對して情報の開示を求め得ることまでをも保障しているものではなく、当該

情報の開示請求権を付与する法律が制定されて初めて、当該情報の開示を求めることができるようになるという抽象的な権利にとどまるものである（東京高裁平成23年9月29日判決・判例タイムズ1377号79ページ〔該当ページは102ページ〕参照。なお、同判決は、最高裁平成26年7月14日第二小法廷判決・最高裁判所裁判集民事247号63ページにより上告棄却。）。そして、行政機関が保有する情報に関しては、行政機関の保有する情報に関する法律によって請求権者、請求の手続、開示の範囲、開示の方法・時期等が定められ、これに基づいて具体的な請求権が発生するのであって、憲法上の「知る権利」が認められるからといって、当然に裁判規範としての具体的権利性までが認められるものではない。

この点、原告らは、公開されるべき必要性が高い情報については、法律上の根拠がなくとも、憲法21条に基づいて直接、積極的に公開を求める権利が認められるなどと主張するが、およそ法的根拠のない独自の見解にすぎないのであって、到底採用することなどできない。

結局のところ、原告らは、TPP協定又はその交渉に関する情報について、政府によってすべからく秘密とされない利益、一切の情報を提供される利益なるものが個別の国民に保障されていると考えているようであるが、情報公開に関する法制度を離れて、個別の国民が、国の政策ないし施策について、その情報の一切について秘密とされない利益、ないしはすべての情報を提供される利益を持つなどとはおよそ考えられないのであって、かかる利益なるものを国賠法上法的保護に値する利益として観念する余地などないというべきである。

(3) 小括

以上のとおり、原告らには、TPP協定又はTPP協定に関する交渉によって侵害される法的利益などおよそ観念できないのであって、本件国賠請求は主張自体失当である。

第3 結語

本件差止請求及び本件違憲確認請求に係る各訴えは、答弁書第2のとおり、
いずれも不適法であるから直ちに却下されるべきであり、本件国賠請求は、上
記第2のとおり、主張自体失当であって理由のないことが明らかであるから、
速やかに棄却されるべきである。

以 上